

平成30年 1月 5日

本校教員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1. 処分年月日 平成29年12月31日

2. 被処分者 教員（50歳代・男性）

3. 処分の内容 停職6月

4. 処分事由の概要

被処分者は、ハラスメントにより学生に苦痛を与えた。これは、本校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の名誉及び信用を著しく傷つける行為である。

5. 校長コメント

本校の教員に対して本件懲戒処分を行う事態になったことは、誠に遺憾であり、苦痛を与えられた学生はじめ関係の皆様へ大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、学生への心のケアに努めるとともに、このようなことが起こらないよう、教職員に対する一層の意識啓発を行い、ハラスメント防止に向けた取り組みを推進するとともに、本校の信頼回復に努めて参ります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

木更津工業高等専門学校長

前 野 一 夫